## 新型コロナウイルスの発生に関する注意喚起(その15)

令和2年3月19日 在シンガポール日本大使館

1.シンガポール保健省 (MOH) は、シンガポール国内における感染者数を次の通り公表しています (18日現在)。詳細は、保健省HPを確認下さい。

感染者数313名(累計),退院者数117名(累計),死亡事例0名

https://www.moh.gov.sg/news-highlights/details/three-more-cases-discharged-47-new-cases-of-covid-19-infection-confirmed

2. また, 18日, 関係省庁タスクフォースは更なる海外からの流入症例を防止するための措置として概要次の通り公表しました。詳細は, 保健省HPを確認下さい。

https://www.moh.gov.sg/news-highlights/details/additional-measures-for-travellers-to-reduce-further-importation-of-covid-19-cases

- (1) 新型コロナウイルスは、世界的に症例の急増と広がりみせており、現在までに159カ国で、200、000名近くの症例と7、900人以上の死亡者がある。多くの国では、その数は急速に増加しており、過去3日間で4万件を超える新規症例が報告されている。世界保健機構(WHO)は、加盟国に対し、新型コロナウイルスの感染を防止するための緊急かつ積極的な措置を講じるよう要請している。
- (2)最近3日間,シンガポールにおいては,新規症例の約70%が流入症例であり,そのほとんどがシンガポール在住者・シンガポールに帰国した長期滞在ビザ所持者である。

## (3) <u>渡航勧告</u>

シンガポール国民に対して、<u>即時にすべての海外旅行を延期することを勧告する</u>。この勧告は3月15日に勧告された、不要不急のすべての海外渡航延期にかわる勧告。渡航勧告の拡大はシンガポール人が海外渡航時にウイルスに感染し、帰国時に他のシンガポール人に感染するリスクを減らすための措置。

## (4) SHN (Stay-Home Notice) 措置

●感染者の流入がもたらすリスクを更に軽減するため、3月20日23:5 9以降、シンガポールに入国しようとする全ての旅行者(市民・永住者・長期 滞在ビザ所持者・短期滞在者) はSHN (Stay-Home Notice/シンガポール 帰国日から14日間の自宅待機/外出禁止)措置。SHN期間の居所(自宅/ホテル等)の証明書を提示する必要がある(例えば、全期間をカバーするホテルの予約、または住居地)。SHN対象者は、シンガポール入国後14日間、常に居所に留まる必要がある。

※SHNは、トランジットエリアを離れずに乗り継ぎをする旅行者には適用 されない。

●以前に発出したとおり、中国本土・フランス・ドイツ・イラン・イタリア・韓国・スペインからの短期滞在者は入国及びトランジットが出来ない。

(List of Countries/ Regions and Measures for Inbound Travellers)

<a href="https://www.moh.gov.sg/docs/librariesprovider5/pressroom/press-releases/annex---list-of-countries-regions-and-measures-for-inbound-travellers.pdf">https://www.moh.gov.sg/docs/librariesprovider5/pressroom/press-releases/annex----list-of-countries-regions-and-measures-for-inbound-travellers.pdf</a>

- (5) マレーシアとの陸路交通については、マレーシアにより移動制限が課せられていることから、シンガポール・マレーシア両国間で特別作業委員会を設置し、両国間の人・物・サービスの安全かつ持続可能な移動を確保するための共同緩和計画が検討されており、詳細は準備ができ次第発表される。
- (6) 全てのシンガポールに入国する旅行者に適用される既に発表の措置,例 えば,発熱・呼吸器症状のある旅行者は旅行歴に関係なく,検査所で新型コロナ ウイルス検査(スワブ検査)の受検義務など引き続き適用される。
- 3. 外務省は、新型コロナウイルスの発生に関し、海外安全HPにて「感染症危険情報」を発出しています。渡航にあたっては、同ホームページ等にて最新情報の入手を行ってください。

(感染症危険情報 (レベル1):全世界に対する感染症危険情報の発出 (新規)) https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/info0318.html

4. 日本における水際対策強化に係る新たな措置

3月18日,新型コロナウイルス感染症対策本部で「水際対策強化に係る新たな措置」が発表されました。

入管法に基づき外国人の入国拒否を行う対象地域が追加指定されるほか, 欧州諸国など38か国からの入国者に対して検疫が強化されます。

(首相官邸ホームページ)

https://www.kantei.go.jp/jp/98\_abe/actions/202003/18corona.html

(法務省ホームページ)

http://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/20200131comment.html

(厚生労働省検疫所ホームページ)

https://www.forth.go.jp/news/20200129.html

5. 今般の世界的な新型コロナウイルスの発生を受け、各国政府が日本・シンガポールを含む国々の入国制限措置及び検疫強化措置を実施していますので、 渡航にあたっては、外務省HP・渡航先大使館のホームページ等にて最新情報の入手を行ってください。

(新型コロナウイルス(日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び 入国・入域後の行動制限)

https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory\_world.html

- 6. 外務省海外安全ホームページ, 厚生労働省ホームページ, シンガポール保健 省ホームページなどの最新情報を収集し引き続き感染予防に努めて下さい。
  - ●外務省海外安全ホームページ https://www.anzen.mofa.go.jp/
  - ●厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\_00001.html

●シンガポール保健省 (MOHホームページ) https://www.moh.gov.sg/

(参考) シンガポール政府は WhatsApp の専用チャンネルを設け情報を提供しています。(チャンネル登録: https://go.gov.sg/whatsapp)